

令和2年2月6日小矢部市農業委員会総会議事録

- 1 日 時 令和2年2月6日(木)
13時55分～15時10分
- 2 場 所 小矢部市役所 特別会議室(2階)
- 3 議 事 議案第 37号 農地法第3条の規定による許可申請について 2件
議案第 38号 農地法第5条の規定による許可申請について 2件
議案第 39号 農用地利用集積計画の制定について
- 4 協議事項 1) 下限面積に関する「別段の面積」の設定について
2) 農地参考賃借料(案)について
3) 農作業標準料金(案)について
4) 小矢部市賃借料情報(案)について
- 5 報告事項 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出
2) 非農地通知について
3) 業務報告・予定
4) その他

出席委員 17名

1番 宇川 傳治	10番 荒木 貞道
2番 中島 一朗	11番 日光 善治
3番 古村 正夫	12番 三輪 和雄
4番 山崎 和英	13番 大谷 文男
5番 田悟 敏子	14番 西尾 信秋
6番 中村 重樹	15番 島倉 博
7番 和田 俊信	17番 杉森 清弘
8番 青島 由弘	18番 吉江 秀一
9番 高藤 孝一	

欠席委員 16番 水上 俊秀 19番 前田 真一郎

令和2年2月6日農業委員会総会議事録

発 言 者	発 言 事 項
<p>会長</p>	<p>それでは、時間前ではございますが、全員お揃いですので、ただいまから小矢部市農業委員会2月総会を開催いたします。ただいまの出席委員は17名で定足数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席委員は、水上委員さん、前田委員さんとなっております。本日の議事録署名委員を指名いたします。7番の和田委員さん、8番の青島委員さんをお願いいたします。それでは、本日の付議議案を申し上げます。</p> <p>○議案第37号 「農地法第3条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第38号 「農地法第5条の規定による許可申請について」 計2件</p> <p>○議案第39号 「農用地利用集積計画の制定について」</p> <p>以上、3件の付議議案となっております。それでは議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。お願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第37号「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明します。議案書1ページをご覧ください。</p> <p>受付番号17番と受付番号18番は関連しておりますので、続けて説明いたします。受付番号17番は、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は1筆で、面積は3,849㎡となっております。譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。次に受付番号18番も、売買により所有権移転を行おうとするものです。対象の農地は5筆で、合計面積は12,886㎡となっております。譲受人が、〇〇さん、譲渡人が〇〇さんです。参考として、〇〇さんは、〇〇さんの子どもになりますので、申し添えておきます。位置図については1ページから6ページをご覧ください。</p> <p>農地法第3条第2項各号には許可できない場合が掲げられていますが、そのいずれの条項にも該当しないため、許可条件を満たしているものであります。以上です。</p>

会長	それでは、受付番号17番と受付番号18番について、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	ご苦労様です。受付番号17番は、〇〇さんから〇〇さんへ、受付番号18番は、〇〇さんから〇〇さんへの、売買での所有権移転になります。〇〇さんの面積は3,849㎡、〇〇さんは5筆の合計面積が12,886㎡です。〇〇さんのお父様は中核農家で田んぼを耕作されていましたが、現在は入院中です。〇〇さんは、現在91歳で施設に入っておられます。現在ご自宅には誰も住んでいないし、田んぼも処分したいということで、現在この圃場は〇〇が受けておられますが、地元の方でお願いしたいということで、〇〇に相談をされて、売買されることになりました。位置図の3ページをご覧ください。〇〇にも近いです。よろしく申し上げます。以上です。
会長	ありがとうございました。ただいまの件について、何かご質問等はありませんか。
〇〇委員	これは17番と18番を足して、12,886㎡ですか。
〇〇委員	違います。16,735㎡です。〇〇の農地は〇〇へ、〇〇の農地は〇〇さんへ、ご自分の所は〇〇へ渡されました。
会長	宅地はそのままですか。
〇〇委員	はい、田だけです。
会長	以上で無いようですので、「異議なし」として議案第37号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第37号については「承認」といたします。続いて、議案第38号「農地法第5条に規定による許可申請について」、事務局より説明していただきます。
事務局	議案第38号の「農地法第5条の規定による許可申請について」ご

	<p>説明いたします。議案書 2 ページをご覧ください。</p> <p>受付番号 4 2 番は、賃貸借権の設定ということで借借人が〇〇さん、賃貸人が〇〇さん、〇〇さん、〇〇さんの 3 名です。3 筆の合計面積が 8,257 m²で、砂利採取のための一時転用を行おうとするものです。位置図については 7 ページから 10 ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可基準に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	<p>それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号 4 2 番について、調査報告をお願いいたします。</p>
〇〇委員	<p>まず、譲受人が〇〇さん、譲渡人が〇〇さん、外 2 名です。合計面積は 8,257 m²です。位置図の 7 ページをご覧ください。〇〇の信号を砺波に向かってすぐの右側になります。砂利採取の一時転用です。宅地だった所も更地にされており、そちらも地権者と売買の契約をされて、農地に戻されると聞いております。実際に作業をされるのは〇〇さんです。よろしく申し上げます。以上です。</p>
会長	<p>ただいまの件について何かご質問等はございませんか。</p>
〇〇委員	<p>宅地が更地になったということですが、宅地も砂利採取をして、田んぼに戻すことはできるのですか。</p>
事務局	<p>更地にした宅地は、砂利採取後に田に戻して、どなたかに売買されるそうです。</p>
〇〇委員	<p>田んぼの面積が増えるということですね。昔はできないと聞いていました。</p>
〇〇委員	<p>宅地から田への地目変更ですよ。</p>
事務局	<p>法務局の方で、宅地から田に地目変更することはできます。ただし、田から宅地にする場合は、農業委員会を通らず、法務局で現況により判断をされて、地目が変わります。</p>
〇〇委員	<p>田んぼが減る場合は通るけど、増える時は通らないのですね。</p>

事務局	宅地から田については、特に農業委員会に申請等はありません。
会長	他に無いようですので、次に、受付番号43番について、事務局より説明をお願いいたします。
事務局	<p>受付番号43番は、所有権の移転ということで譲受人が〇〇さんと、妻の〇〇さんと持分2分の1ずつの共有名義です。譲渡人が〇〇さんです。面積が252㎡で、住宅敷地への転用を行おうとするものです。位置図については11ページから14ページをご覧ください。</p> <p>この申請は、農地法の運用通知で規定された許可条件に合致しておりますので、転用することが可能です。以上です。</p>
会長	それでは、〇〇地区担当の〇〇委員さんより、受付番号43番について、調査報告をお願いいたします。
〇〇委員	<p>受付番号43番は、譲受人は〇〇の〇〇さん、外1名です。譲渡人は〇〇の〇〇さんです。申請地は〇〇717-1です。位置図の11ページをご覧ください。〇〇の〇〇さんの奥の方です。申請理由は一般住宅の建設です。〇〇さんにお話を伺ってきました。境界にはコンクリートで擁壁をして、付近に土砂の流出をしないようにして、雨水は既存の道路の側溝へ流します。生活排水については、公共桝に流すということです。地区の区長さん、隣接の耕作者の同意書も出ておりますので、よろしくお願い致します。以上です。</p>
会長	ただいまの件について、ご質問等はないでしょうか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第38号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第38号については「承認」といたします。続いて、議案第39号の「農用地利用集積計画の制定について」事務局より説明していただきます。
事務局	議案第39号の「農用地利用集積計画について」ご説明いたします。

	<p>内訳につきましては、議案書 4 ページの利用権設定集計にありますように、</p> <p>「10年以上」の利用権設定が11件で、面積が103,945㎡であり、新規が11件となっております。</p> <p>「6年以上10年未満」「3年以上6年未満」「1年以上3年未満」は、ありません。</p> <p>申請の内容は議案書 5 ページと 6 ページに記載のとおりです。富山県農林水産公社の配分先は、別紙 1 のとおりです。</p> <p>これについては、農業経営基盤強化促進強化法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えております。以上です。</p>
会長	それでは、ただいまの件についてですが、ご質問等ございませんか。
会長	無いようですので、「異議なし」として議案第 39 号については「承認」としてよろしいですか。
全委員	異議なし。
会長	それでは「異議なし」として、議案第 39 号については「承認」といたします。これで、付議議案はすべて終了いたしました。続いて、協議事項 1 「下限面積に関する『別段の面積』の設定について」、事務局より説明していただきます。
事務局	<p>それでは、議案書 7 ページをご覧ください。協議事項 1 「下限面積に関する『別段の面積』について」ご説明いたします。これは農地を取得するための下限面積になります。地域の実情により、農業委員会の判断で引き下げることができるものです。結論から申し上げますと、小矢部市では設定を行わないことにしたいと思っております。理由としましては、2015 年の農業センサスにおいて、管内の 50 a 未満の農地を営している農家数が 4 割未満であり、地区別でも最大で 32%程度となっております。8 ページも併せてご覧ください。上から 3 つ目の表をご覧くださいと、0.5 未満戸数の割合とあります。これが最大でも宮島の 32%になっていて、別段の面積を設ける場合は、40%以上、越えなければいけないということですが、全てが 40%未満ですので、別段の面積、要は 5 反よりも下げることができません。それを踏まえまして、農地法施行規則に該当しないため、</p>

	例年通り、別段の面積は設定しないということで提案します。以上です。
会長	ただいまの件にてついて、ご質問等はありませんか。
会長	小矢部市は従来通りということですね。
〇〇委員	まとめて5反以上の田んぼを買えば、農地が0でも買えますよね。
事務局	はい。
会長	以上で無いようですので、協議事項2「農地参考賃借料(案)について」、事務局より説明していただきます。
事務局	協議事項2「農地参考賃借料(案)について」ご説明いたします。参考資料として、議案書9ページと10ページをご覧ください。こちらは昨年農業委員会で作成し、配布した参考資料で昨年のいなば農協の広報3月号に折り込みました。9ページの農地参考賃借料とありますが、こちらを毎年見直すこととなっております。今回試算したものが11ページの赤枠の部分になります。算定方法につきましては、12ページ以降の富山県農業会議で作成されました資料を基に算定いたしました。農業会議の資料14ページをご覧ください。こちらが、令和2年産 水稻農地参考賃借料試算表になります。粗収益の合計から生産費(経費)の合計を引いた金額が純収益になります。そこから経営者報酬を差し引いた金額が、農地参考賃借料としてこちらの表で、11,500円と、10,600円と2段で示してあります。こちらの2段の違いは、経営者報酬を生産費用の4%相当分で計算しているものと、経営者報酬を生産費用の5%相当分で計算したものとなっております。続きまして、算出根拠の比較について、24ページをご覧ください。令和2年と令和元年の算出比較になります。調査適用年はご覧の通りです。粗収益の合計が、令和2年が111,761円、令和元年が108,498円となっております。収入については、前年算出したものより増額となっております。次に、生産費(経費)の合計は、令和2年が96,324円、令和元年が96,032円と試算されておりまして、あまり変わっていません。これを差し引きしました純利益が、令和2年が15,437円、令和元年が12,466円で、3千円ほど増えております。農地参考賃借

	<p>料として経営者報酬を生産費用の4%で計算したものが、11,500円、下の段の生産費用の5%で計算したものが10,600円と、富山県農業会議で算定されております。もう一度11ページをご覧ください。赤枠の部分ですが、こちらが公表金額(案)になります。こちら、富山県農業会議で算定されました、令和2年産 農地参考賃借料を基に、上段が11,500円、下段が10,600円を上限とした率を、平成31年のそれぞれの公表金額の数字にかけて、100円単位で四捨五入した数字になります。つまり、平成31年からみると、少し上がっています。ただし、こちらは富山県農業会議で算定したものを参考に作成したものですので、小矢部市の参考賃借料も必ず上げなければならないというものではありません。本日の総会で、協議していただきまして決定したものを、農協の広報いなば3月号に折り込みたいと考えております。よろしくお願いいたします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませんか。</p>
会長	<p>先日、県の会合でもこのお話が出ました。儲からない農業をしているのに、働き方改革で労働時間も短くなってきて、機械の参考価格も出ていましたが、田植え機をこんな値段では買えないとか、コンバインの見積もりが低すぎるのではないかと等という話も出ていました。富山県農業会議の資料に準じなければいけないということもないので、小矢部市は小矢部市で考えていけばよいと思いますが、皆さんどうでしょうか。</p>
〇〇委員	<p>ちなみに砺波市はどうなっていますか。小矢部市から砺波に預けていらっしゃる方もおられますよね。</p>
事務局	<p>把握しておりません。</p>
〇〇委員	<p>消費税も上がっているし、生産経費とか、実際経営していく上での一般管理費などを全て網羅されているかといったら、そうでもないと思いますので、極端なことを言えば、事故を起こしてはいけないとか、保険に入ってほしいとか、直接経営に関係していないものの出費も多いと思うので、現状維持で良いと思います。</p>
会長	<p>〇〇委員さんから、現状維持で良いという意見が出ましたが、皆さ</p>

	<p>らどうでしょうか。</p>
全委員	<p>異議なし。</p>
会長	<p>それでは、異議なしということで、また事務局の方でよろしくお願 いします。それでは次に、協議事項3「農作業標準料金(案)」につい て、事務局より説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、協議事項3「農作業標準料金(案)について」ご説明いた します。議案書9ページをご覧ください。下の方の農作業標準料金に ついてです。平成31年度分から平成33年の3カ年で適用というこ とで、昨年作成してお配りしたものになります。3カ年というこ とで、今年には特に農作業標準料金について変更する予定はございま せんが、昨年の平成31年2月は消費税8%で計算をしておりました ので、こちらをすべて10%に変更する予定です。また、25ページ には参考資料として昨年作成した資料をつけております。赤で囲っ てある部分が昨年作成したもので、こちらの算定方法につきましては富 山県農業会議で作成された算定資料を基にしておりまして、平成28 年の前回の標準料金と平成31年の試算値標準料金との比較の率を、 平成28年分の市が算定したそれぞれの公表金額の数字にかけて、百 円単位で四捨五入した数字を農作業標準料金として、小矢部市農業委 員会でお示しする公表金額になります。こちらに関して1点、市民の 方からお問い合わせがありました。例えば25ページに育苗とありま すが、富山県農業会議の資料に参考の金額が無いため、今までずっと 同じ金額としておりました。例えば、水稻の平成19年から芽だし苗 はずっと500円になっております。育苗に限らずですが、現在の価 格とはあまり合っていないのではないかと、あえて公表しなくても良い のではないかとといった意見がありました。算定資料が無くて、ずっと 金額が変わらないようなものについて、このままにしておけばよいの かどうか、協議いただきたいと思ひます。よろしくお願ひします。</p>
会長	<p>ただいまの件について、何かご質問等はございませぬか。</p>
〇〇委員	<p>農協はこのチラシを基にして、この金額で決済されているはずな ので、この数字をある程度示しておかないと、各店舗で大きく差が出る かもしれないので、これを載せておかないとまずいと思ひます。</p>

〇〇委員	今までずっと同じというのはおかしいと思います。賃金が上がれば、当然上がってくると思います。しかし、昨年の資料で3年間適用としているので変更しなくてよいと思います。次回から見直せばよいと思います。
〇〇委員	消費税だけ直せばよいと思います。
事務局	令和3年の見直しの時期に、もし現実と金額がかけ離れているようなものがあれば、訂正をするという形でよろしいでしょうか。
〇〇委員	それでいいと思います。
〇〇委員	今農協では苗は作っていないでしょう。
〇〇委員	どこかの組織に委託をされています。ですから、これを基準にされています。
事務局長	これはあくまでも標準料金なので、多少かけ離れているかもしれませんが、3年間はこの形だと言っているのです。来年まではこの形で、3年経った見直しの時期に考えましょうということですね。
会長	ということで、皆さんよろしくお願いします。
〇〇委員	近年、密苗というものも普及していますよね。そういったものをどういう風に試算するかはわかりませんが、あれこれ載せるのも大変ですよ。
〇〇委員	いろいろな苗を作っておられる方がいるので、苗の種類を絡めたら、大変なことになると思います。
〇〇委員	それから、労賃は毎年変わりますが、これはどういう風にして使えばいいでしょうか。
事務局長	毎年変わるというのは最低賃金です。それよりも下回って契約するのは、法律上ダメだということです。

事務局	農作業標準料金としましては、一般作業を時給に換算し（9,100 円 ÷ 8 時間）、トラクターを運転したとすると、その分は 1 時間あたり 1,900 円でみて、合計いくらというような形で示しております。
〇〇委員	トラクターで 1 反をおこせば、オペレーターを付けて 13,100 円ということですか。プラス 1,900 円もらえるのですか。
〇〇委員	オペレーター込みの値段でしょう。
事務局	農業機械利用料金はオペレーター賃金込みで試算されたものです。
〇〇委員	1 日 8 時間、一般作業で 9,100 円でしょう。1 時間だけトラクターに乗ってもらいましたと言え、1,900 円もプラスでもらえますか。
事務局	その場合は、7 時間が一般作業（9,100 円 ÷ 8 時間 × 7 時間）、1 時間がオペレーター（1,900 円）で、足した金額となります。
〇〇委員	時給ということですね。
事務局	はい。ただし、あくまでも参考ですので、話し合いで決めていただくこととなります。
会長	他に無いようですので、次に、協議事項 4 「小矢部市賃借料情報(案)」について、事務局より説明していただきます。
事務局	それでは、協議事項 4 「小矢部市賃借料情報(案)」について説明をいたします。議案書 26 ページをご覧ください。平成 31 年 1 月から令和元年 12 月までに設定された利用権設定です。中間管理機構を通したのも、相対も含みます。その集計の算出方法ですが、利用権設定の内、0 円や千円で申請されているものが最近増えております。この 0 円というものを算出の根拠に含めると、平均額が非常に下がってしまいますので、0 円や千円の契約を除いたもので試算しております。0 円や千円を除く前ですと、年間、515 筆ですが、0 円や千円を除いた後になると、420 筆程度になります。その 420 筆について、地区ごとに基盤整備の実施の有無を基に利用権設定の集計をいたしました。したがって、実際の賃借料のうち、大幅に大きい物や小さいも

	<p>のは除外してあり、より平均値に近いものを割り振ってあります。これらを集計したものに関しまして、毎年、参考として農業委員会がホームページに掲載しておりますので、掲載案として記載しました。よろしくをお願いします。</p>
〇〇委員	<p>書いていない所はデータが無いということですか。</p>
事務局	<p>はい、取引がありませんでした。</p>
〇〇委員	<p>これは、基盤整備がしてある所と、整備してない所がありますが、早い時期に基盤整備した所と、後からした所では1区画の面積が違うと思うので、公表するなら、区画の面積を先ほどの小作料みたいに、大体これくらいと明記してほしいです。</p>
事務局長	<p>公表はその地区ごとに分けて、基盤整備のあるなしになっています。例えば、〇〇地区で基盤整備してあるものなら、どのくらいかなとか、ある程度推測して下さいというものです。</p>
〇〇委員	<p>農家の方の受け取り方として、極端な話、1反5畝で基盤整備してあると言われるかもしれないし、1町であっても基盤整備したと言われるかもしれません。基盤整備がその地区、その農家によって受け取り方が違ったら、片方で15,000円払っているのに、私は何でこんなに小さいのかというような誤解が出るかもしれません。どこかに面積が書いてあればいいなと思います。</p>
事務局長	<p>もう1点、先ほど言いましたように、0円や極端に高い物を外した平均のものなので、どのくらいの精度をここで表現するかという問題になります。例えば、このデータ数を見ていただけたらわかるように、〇〇のデータ数は1です。〇〇は200を超えているので、今言われたようなことをしたら、それなりの数値になると思いますが、極端なものは除き、ある程度残ったものをデータ数で割り出した平均で、水準を示す程度のもので、そこまで細分化したものは出していません。</p>
〇〇委員	<p>データ数は面積ですか、件数ですか。</p>

事務局	筆数になります。
〇〇委員	考え方によっては、私達みたいな営農組織は、そこでお金をたくさん支払うか、利益を上げるか、だけのことなので、そんなに影響はしません。中核農家で請け負っている方には影響するかもしれませんが、これはそんなにあてにならないと思います。
事務局長	県の農業会議から、各農業委員会でデータを公表しなさいと言われておりますので、ホームページに掲載しております。
会長	以上で無いようですので、次に、報告事項について事務局より説明させていただきます。
事務局	報告事項説明 1) 農地法第3条の3第1項の規定による届出 2) 非農地通知について 3) 業務報告・予定 4) その他連絡事項
会長	それでは、ただいまの件について、ご質問等はございませんか。
〇〇委員	冬期座談会の日程についてですが、積極的に参加するようにとおっしゃいますが、今見て初めてやっていたことがわかったものがあります。2月からもう始まっていますよね。分かった時点で、書類を郵送していただくとかできませんでしたか。皆さんは、座談会があったことをご存じでしたか。
事務局	連絡が遅れてしまい申し訳ありませんでした。
会長	他に無いようでしたら、本日の案件については全て終了いたしました。これにて総会を閉会したいと思います。 閉会の挨拶を中島職務代理よりお願いします。
職務代理	春らしくなってきましたが、ニュースはコロナウィルスばかりで、大変なことだと思っております。2月から冬期座談会が行われています。私達の所は生産組合長会議で期日を決めて、各生産組合に案内

	をしております。2月、3月は業務予定にもありますように、お忙しいと思いますが、皆さまには積極的に参加をしていただきたいと思いますのでよろしくお願ひします。本日はありがとうございました。
	— 2月総会終了—

上記の通り、総会の議事録を確認する。
なお、会長は議事録署名委員と共に署名をする。

令和2年2月6日

会長 宇川 傳 浩

議事録署名委員 7番 和田 俊 信

8番 青 島 由 弘